

指定居宅サービス事業所の開設について

在宅サービスについては、様々な事業主体の参入を認め、利用者の選択と事業者間の競争によりサービスの質を確保することを前提としつつも、24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等については、その普及を図る観点から、介護保険法第70条第10項により市町村協議制が導入され、一定の居宅サービスについて参入規制が設けられています。

<市町村協議制>

- ・市町村に指定権限のある定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護が当該市町村の区域内にある場合等において、
- ・その区域内の訪問介護・通所介護・短期入所生活介護の量が、市町村の介護保険事業計画に定める見込量を上回るか、又は計画の達成に当たり支障があると判断した場合には、
- ・市町村は、都道府県の行う訪問介護・通所介護の指定について、都道府県に協議を求めることができる。

この場合、都道府県は、その求めに応じなければならない。

⇒都道府県は、市町村との協議結果を踏まえて、訪問介護・通所介護の指定を拒否し、又は指定に当たり条件を付すことができる。

第9期介護保険事業計画期間中(～R8年度)の県内の対応状況は、以下のとおりです。
(R6.4.1時点)

市町・保険者名	対象サービス	状況
大村市	通所介護	左記居宅サービスの指定に係る相談を受けた場合、県と町にて協議を実施し、その結果により指定の可否を判断いたします。
時津町	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護	
島原地域広域市町村圏組合	通所介護	

※その他市町においては、協議の必要はありません。